

遺産分割事案の着手金・報酬金の早見表

弁護士法人横浜りんどう法律事務所

相続分額※1／獲得金額※3	着手金の額（税込）※2	報酬金の額（税込）※2
1200万円まで	33万円	33万円又は獲得額の6.6%
1500万円	33万円	99万円
2000万円	33万円	132万円
2500万円	33万円	165万円
3000万円	33万円	198万円
3500万円	33万円	231万円
4000万円	33万円	264万円
4500万円	33万円	297万円
5000万円	33万円	330万円
6000万円	33万円	396万円
7000万円	33万円	462万円
8000万円	33万円	528万円
9000万円	33万円	594万円
1億円	33万円	660万円

【ご留意点】

- ※1 ご依頼者様の相続分額が基準となります（遺産総額ではありませんので、ご注意ください）。
- ※2 着手金は、原則として固定とし、成功報酬金は獲得額の6.6%（税込%）の額となります。
- ※3 不動産を獲得した場合は、原則として時価を基準とします。
- ※4 預金口座等の調査・解約を行う場合には、1口座11,000円（税込）＋実費がかかります。
- ※5 戸籍（除籍・原戸籍）・附票（除票）の取得代行は1通1,100円の報酬を、法定相続情報の取得代行は1件22,000円の報酬をいただきます（いずれも税込）。
- ※6 強く争われる金額（例えば特別受益の有無、遺産の存否（遺産を隠匿等））について、弁護士交渉により増額した額に対しての報酬金%は11%（税込）となります。
- ※7 交渉から調停移行時に追加着手金は発生しませんが、審判移行、即時抗告する場合は追加着手金（当初着手金の半額）が発生します。
- ※8 特殊・複雑な事案／法定相続分が1億円以上の事案については、別途お見積もりいたします。
- ※9 使途不明金等の関連訴訟／寄与分調停申立（申立への対応）については、別途ご契約いただきます。
- ※10 登記を要する場合の登記報酬は別途お見積もりいたします。
- ※11 遺産分割終了後、不動産の売却手続を代理する場合には、別途売却金額の1.1%をいただきます。
- ※12 実費（郵便切手代・印紙代・交通費等）及び日当がかかる場合があります。